

兵庫県公報

令和元年11月19日 火曜日 第59号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 経営健全化計画完了報告（市町振興課）	1
○ 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定（復興支援課）	3
○ 土地改良区の設立認可（農地整備課）	3
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 国土調査の成果の認証（同）	4
○ ふ化業者の登録（畜産課）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	6
○ 市街地再開発組合の設立認可（市街地整備課）	6
公 告	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	7
○ 同 上（同）	7
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	9
○ 同 上（同）	14
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	16
○ 同 上（同）	16
○ 県有地の一般競争入札による売払い（住宅管理課）	17
○ 入札公告（東播磨県民局）	19
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（丹波県民局）	22
○ 入札公告（同）	22
病院局告示	
○ 医事業務における料金の徴収事務の委託	25
正 誤	
○ 平成31年3月29日付け兵庫県公報第4号外中	25
○ 令和元年10月7日付け兵庫県公報号外中	25

告 示

兵庫県告示第574号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第27条第6項において準用する同条第1項の規定により、川西市から次のとおり病院事業会計経営健全化計画完了の報告があった。

令和元年11月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 経営健全化計画の平成30年度実施状況

(1) 計画と具体的な措置の状況

ア 診療体制の充実（前年度末比）

(7) 内科医師の確保 1人増

(4) 地域包括ケア病棟の実施（平成30年11月から）

イ 医業収益増収に関する改善額

(7) 休床中病棟の再開による稼働病床の拡充

休床中病棟（3階南病棟）の再開等を平成27年5月に実施し、稼働病床を従前の199床から234床とした。

(4) 救急車搬送患者の積極的受入れ、時間外救急患者対応時の適正対応、受入れ可能症状（疾患）の拡大

(7) 分べん費用減額改定

分べん費用の平均が約54万円から約48万円になるよう減額

分べん件数比較 前年度比58件減

(2) 認知症ケア加算1（平成30年2月から）

平成30年度実績 約409万6千円増収

(4) 悪性腫瘍病理組織標本加算（平成30年4月から）

平成30年度実績 約19万2千円増収

(7) 医療安全対策地域連携加算1（平成30年4月から）

平成30年度実績 約191万6千円増収

(4) 抗菌薬適正使用支援加算（平成30年4月から）

平成30年度実績 約383万2千円増収

(7) その他の増収策

地域包括ケア病棟の実施（平成30年11月から）

ウ 医業費用抑制に関する改善額

(7) 賞与等引当金繰入額の抑制

賞与等引当金繰入額が減 約1億9,416万円減

(4) 材料費の見直し

患者数の減により、薬品費や診療材料費の減 約2億132万円減

エ その他の取組み

(7) 病院機能評価の更新

平成30年5月に日本医療機能評価機構から再認定

(4) 病院機能評価緩和ケア病棟機能種別評価の認定

平成31年1月に日本医療機能評価機構から認定

(7) 医療被ばく低減施設の認定

平成30年7月に日本診療放射線技師会から認定

オ 一般会計からの支援

病院経営安定化支援補助金 8.5億円

(2) 資金不足額解消の状況

(単位：千円)

区分	年度	計画初年度の 前年度	計画初年度 (平成27年度)	平成28年度 (第2年度)	平成29年度 (第3年度)	計画最終年度 (平成30年度)
当初計画	A		346,000	17,000	△92,000	149,000
解消実績額	B		401,956	△52,923	△119,432	218,110
現在計画	C		401,956	△52,923	△119,432	218,110
B - A 又は C - A			55,956	△69,923	△27,432	69,110
資金不足額		1,018,360	616,404	669,327	788,759	570,649

(3) 資金不足比率の状況

(単位：%)

年度 資金不足比率	計画初年度 の前年度	計画初年度 (平成27年度)		平成28年度 (第2年度)		平成29年度 (第3年度)		計画最終年度 (平成30年度)		備考
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
資金不足比率	25.8	15.1	13.8	13.3	14.0	14.9	16.9	11.8	14.1	医業収益及び資金不足解消額が計画値に届かなかったため。

※ 「備考」欄には、当該年度（平成30年度）の計画値と実績値の差異の理由について記載している。

(4) その他経営の健全化に必要な事項の措置の状況

認定看護師等の育成を図るとともにチーム医療を推進することで、診療報酬上の加算算定に繋げている。

2 今後の公営企業の経営の方針

平成31年4月1日より指定管理者制度を導入し、指定管理者である医療法人協和会が管理・運営を行うこととした。



兵庫県告示第575号

平成30年7月5日からの平成30年7月豪雨による災害において、次の地域内に居住していた世帯を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに定める世帯（長期避難世帯）とする。

令和元年11月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 長期避難世帯の居住していた市町村名及び地域名

神戸市須磨区車字宮ノ下438番地、440番地

2 長期避難世帯となった日

平成30年7月5日



兵庫県告示第576号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和元年11月19日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	事業名	地区名	認可年月日
宮置土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	宮置地区	令和元年11月1日
下新庄土地改良区	同上	下新庄地区	同



兵庫県告示第577号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年11月19日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
甘地土地改良区	令和元年11月6日

兵 庫 県 告 示 第 578 号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和元年11月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
神崎郡福崎町
- (2) 調査を行った期間
平成23年10月から平成26年3月まで
- (3) 成果の名称
福崎町（田口の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
福崎町田口の一部
- (5) 認証年月日
令和元年11月6日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
丹波ひかみ森林組合
- (2) 調査を行った期間
平成28年10月から平成30年12月まで
- (3) 成果の名称
丹波市（大谷、長野の各一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市氷上町大谷及び長野の各一部
- (5) 認証年月日
令和元年11月6日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
丹波ひかみ森林組合
- (2) 調査を行った期間
平成28年10月から平成30年12月まで
- (3) 成果の名称
丹波市氷上町上新庄・下新庄の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市氷上町上新庄及び下新庄の各一部
- (5) 認証年月日
令和元年11月6日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
多可郡多可町
- (2) 調査を行った期間
平成29年5月から平成31年3月まで
- (3) 成果の名称
多可町（中区高岸の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
多可町中区高岸の一部
- (5) 認証年月日
令和元年11月6日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
加古郡稲美町
- (2) 調査を行った期間
平成29年6月から平成31年3月まで
- (3) 成果の名称

稲美町印南の一部の地籍図及び地籍簿

- (4) 調査を行った地域
稲美町印南の一部
- (5) 認証年月日
令和元年11月 6 日
- 6 (1) 調査を行った者の名称
加東市
- (2) 調査を行った期間
平成26年 9 月から平成30年 3 月まで
- (3) 成果の名称
加東市森の一部（森Ⅰ・Ⅱ）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
加東市森の一部
- (5) 認証年月日
令和元年11月 6 日
- 7 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成29年 7 月から平成31年 3 月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市倭文長田 3（倭文長田の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市倭文長田の一部
- (5) 認証年月日
令和元年11月 6 日
- 8 (1) 調査を行った者の名称
たつの市
- (2) 調査を行った期間
平成27年 7 月から平成29年 2 月まで
- (3) 成果の名称
たつの市揖保川町山津屋・黍田の一部（1）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
たつの市揖保川町山津屋及び黍田の各一部
- (5) 認証年月日
令和元年11月 6 日



兵庫県告示第579号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第 7 条第 1 項の規定により、ふ化業者として次のとおり登録した。

令和元年11月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

登録番号	登録年月日	名称及び住所	ふ化場の名称及びその所在地
1 兵第 1 号	令和元年11月 5 日	株式会社オーエヌポートリー 朝来市和田山町法道寺 1 番地の 3	株式会社オーエヌポートリー 朝来市和田山町法道寺 1 番地の 3



兵庫県告示第580号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和元年11月19日から供用を開始する。

その関係図面は、令和元年11月19日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年11月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 2 5 0 号	たつの市御津町釜屋字東新田5番3から 同 市御津町釜屋字東新田12番1まで	旧	12.0から 26.0まで	55.0	
		新	12.0から 31.0まで	55.0	



兵庫県告示第581号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

令和元年11月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
氏名 豊 島 あゆみ
住所 洲本市本町2—3—23—700
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
名称 (仮称) AMI_BB
所在地 洲本市栄町一丁目477番6
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課
縦覧期間 令和元年11月19日から同年12月3日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先
提出期間 令和元年11月19日から同年12月3日まで
提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第582号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定により、J R西宮駅南西地区市街地再開発組合の設立を次のとおり認可した。

令和元年11月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称
J R西宮駅南西地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
組合設立認可公告の日から令和8年12月まで
- 3 施行地区
西宮市池田町の一部
- 4 事務所の所在地

- 西宮市池田町5番25号
- 5 設立認可の年月日
令和元年11月8日
 - 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
 - 7 公告の方法
事務所の掲示場のほか、組合が適当と認める場所に掲示する。
 - 8 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
令和元年12月18日

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月19日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上深田(1)Ⅱ (120000198)	三田市上深田(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月27日(水)から同年12月11日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所三田業務所、三田市役所危機管理課、広野市民センター、さんだ市民センター及び本庄ふれあいセンター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所三田業務所河川砂防担当
〒669-1531 三田市天神1-10-14

(3) 提出期限

令和元年12月11日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月10日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
丹治向山川 (231020073)	多可郡多可町加美区丹治 (別図1のとおり)	土石流

(別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月27日(水)から同年12月11日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所、多可町役場及び加美コミュニティプラザ

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所
〒679-1113 多可郡多可町中区中村町 168-1

(3) 提出期限

令和元年12月11日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月10日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第926号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

須磨田Ⅰ(120000027)の項中別図48、田中(2)Ⅱ(120000033)の項中別図54、下須磨田Ⅲ(120000038)の項中別図59、下青野Ⅰ(120000049)の項中別図84、上青野(5)Ⅱ(120000056)の項中別図91、上青野(7)Ⅱ(120000058)の項中別図93、加茂下(1)Ⅱ(120000059)の項中別図94、東野上北谷Ⅱ(220000067)の項中別図146、東野谷中谷Ⅱ(220000068)の項中別図147を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和元年11月27日(水)から同年12月11日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所三田業務所、三田市役所危機管理課、広野市民センター、さんだ市民センター及び本庄ふれあいセンター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所三田業務所河川砂防担当
〒669-1531 三田市天神 1-10-14

(3) 提出期限

令和元年12月11日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月10日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第689号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

山寄上(2)Ⅲ（131020002）の項中別図2、清水(2)Ⅱ（131020011）の項中別図11、アンガイチ南谷Ⅱ（231020008）の項中別図65、清水東谷川Ⅰ（231020013）の項中別図70を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和元年11月27日（水）から同年12月11日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所、多可町役場及び加美コミュニティプラザ

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所

〒679-1113 多可郡多可町中区中村町 168-1

(3) 提出期限

令和元年12月11日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月10日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
須磨田Ⅰ (120000027)	三田市須磨田（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

東山Ⅰ (120000028)	三田市東山（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
大音所(1)Ⅱ (120000029)	三田市上本庄（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
大音所(2)Ⅱ (120000030)	三田市上本庄（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
上須磨田(1)Ⅱ (120000031)	三田市須磨田（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
田中(1)Ⅱ (120000032)	三田市東本庄（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
田中(2)Ⅱ (120000033)	三田市東本庄（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
宮脇Ⅱ (120000034)	三田市宮脇（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
幡尻Ⅲ (120000035)	三田市上本庄（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
上須磨田(2)Ⅲ (120000036)	三田市須磨田（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
下須磨田Ⅲ (120000038)	三田市須磨田（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
東向Ⅲ (120000039)	三田市東本庄（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
長坂Ⅲ (120000041)	三田市長坂（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
上青野(1)Ⅰ (120000042)	三田市上青野（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
上青野(2)Ⅰ (120000043)	三田市上青野（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
東野上(急)Ⅰ (120000047)	三田市東野上（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
西野上Ⅰ (120000048)	三田市西野上（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
下青野Ⅰ (120000049)	三田市下青野（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
上青野(3)Ⅰ (120000050)	三田市上青野（別図19のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
福島Ⅰ (120000051)	三田市福島（別図20のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
緑風台Ⅱ (120000053)	三田市下青野（別図21のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり

下青野(2)Ⅱ (120000054)	三田市下青野(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
上青野(4)Ⅱ (120000055)	三田市上青野(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
上青野(5)Ⅱ (120000056)	三田市上青野(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
上青野(6)Ⅱ (120000057)	三田市上青野(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
上青野(7)Ⅱ (120000058)	三田市上青野(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
加茂下(1)Ⅱ (120000059)	三田市東野上(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
加茂下(2)Ⅱ (120000060)	三田市加茂(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
下内神(2)Ⅱ (120000061)	三田市下内神(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
下内神(3)Ⅱ (120000062)	三田市下内神(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
上内神(1)Ⅱ (120000063)	三田市上内神(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
上内神(2)Ⅱ (120000064)	三田市上内神(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
上内神(3)Ⅱ (120000065)	三田市上内神(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
沢谷(2)Ⅱ (120000066)	三田市沢谷(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
下井沢(1)Ⅱ (120000068)	三田市下井沢(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
西野上(2)Ⅱ (120000069)	三田市西野上(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
西野上(4)Ⅱ (120000071)	三田市西野上(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
末(1)Ⅲ (120000072)	三田市末(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
上青野(8)Ⅲ (120000074)	三田市上青野(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
上青野(9)Ⅲ (120000075)	三田市上青野(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
上内神(4)Ⅲ (120000076)	三田市上内神(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり

下内神(5)Ⅲ (120000077)	三田市下内神(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
下井沢(2)Ⅲ (120000078)	三田市下井沢(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
福島(2)Ⅲ (120000079)	三田市福島(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
池尻(2)Ⅰ (120000083)	三田市池尻(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
貴志Ⅰ (120000084)	三田市貴志(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
寺村町Ⅱ (120000086)	三田市寺村町(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
貴志(2)Ⅱ (120000087)	三田市貴志(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
池尻(4)Ⅱ (120000089)	三田市池尻(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
下深田(2)Ⅱ (120000090)	三田市下深田(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
上深田(2)Ⅲ (120000091)	三田市上深田(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
上深田(1)Ⅱ (120000198)	三田市上深田(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
みょうが谷Ⅰ (220000023)	三田市東本庄(別図53のとおり)	土石流	別図53のとおり
左二階尻川Ⅰ (220000025)	三田市上本庄(別図54のとおり)	土石流	別図54のとおり
右1号谷川Ⅱ (220000027)	三田市東本庄(別図55のとおり)	土石流	別図55のとおり
茗荷谷川Ⅱ (220000028)	三田市東本庄(別図56のとおり)	土石流	別図56のとおり
幡尻谷Ⅱ (220000029)	三田市上本庄(別図57のとおり)	土石流	別図57のとおり
奥山川Ⅱ (220000030)	三田市上本庄(別図58のとおり)	土石流	別図58のとおり
大音所東谷Ⅱ (220000031)	三田市上本庄(別図59のとおり)	土石流	別図59のとおり
大音所南谷Ⅱ (220000032)	三田市上本庄(別図60のとおり)	土石流	別図60のとおり
上須田東中谷Ⅱ (220000034)	三田市須磨田(別図61のとおり)	土石流	別図61のとおり

中内神中谷Ⅰ (220000036)	三田市中内神（別図62のとおり）	土石流	別図62のとおり
上青野北谷Ⅰ (220000037)	三田市上青野（別図63のとおり）	土石流	別図63のとおり
福田川Ⅰ (220000039)	三田市上青野（別図64のとおり）	土石流	別図64のとおり
末谷Ⅰ (220000042)	三田市下青野（別図65のとおり）	土石流	別図65のとおり
上内神北谷Ⅱ (220000047)	三田市上内神（別図66のとおり）	土石流	別図66のとおり
西蓮寺谷Ⅱ (220000051)	三田市中内神（別図67のとおり）	土石流	別図67のとおり
上青野谷Ⅱ (220000054)	三田市下青野（別図68のとおり）	土石流	別図68のとおり
上青野中谷Ⅱ (220000056)	三田市上青野（別図69のとおり）	土石流	別図69のとおり
上青野東谷Ⅱ (220000058)	三田市上青野（別図70のとおり）	土石流	別図70のとおり
千丈寺谷川Ⅱ (220000060)	三田市下青野（別図71のとおり）	土石流	別図71のとおり
末東谷Ⅱ (220000062)	三田市末（別図72のとおり）	土石流	別図72のとおり
加茂北谷Ⅱ (220000063)	三田市加茂（別図73のとおり）	土石流	別図73のとおり
寺ノ下大池谷Ⅱ (220000064)	三田市加茂（別図74のとおり）	土石流	別図74のとおり
北山池北谷Ⅱ (220000065)	三田市加茂（別図75のとおり）	土石流	別図75のとおり
北山池南谷Ⅱ (220000066)	三田市加茂（別図76のとおり）	土石流	別図76のとおり
東野上北谷Ⅱ (220000067)	三田市東野上（別図77のとおり）	土石流	別図77のとおり
東野谷中谷Ⅱ (220000068)	三田市東野上（別図78のとおり）	土石流	別図78のとおり
寺村谷Ⅰ (220000071)	三田市寺村町（別図79のとおり）	土石流	別図79のとおり
こいが谷Ⅱ (220000075)	三田市池尻（別図80のとおり）	土石流	別図80のとおり

（別図 1 から別図80までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月27日（水）から同年12月11日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所三田業務所、三田市役所危機管理課、広野市民センター、さんだ市民センター及び本庄ふれあいセンター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所三田業務所河川砂防担当

〒669-1531 三田市天神1-10-14

(3) 提出期限

令和元年12月11日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月10日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月19日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
山寄上(1)Ⅱ (131020001)	多可郡多可町加美区山寄上 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
山寄上(2)Ⅲ (131020002)	多可郡多可町加美区山寄上 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
清水(1)Ⅰ (131020010)	多可郡多可町加美区清水(別 図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
清水(2)Ⅱ (131020011)	多可郡多可町加美区清水(別 図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
市原(1)Ⅲ (131020013)	多可郡多可町加美区市原(別 図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
市原(2)Ⅱ (131020014)	多可郡多可町加美区市原(別 図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
丹治Ⅲ (131020015)	多可郡多可町加美区丹治(別 図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
三谷Ⅱ (131020016)	多可郡多可町加美区三谷(別 図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
箸荷(1)Ⅱ (131020017)	多可郡多可町加美区箸荷(別 図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり

箸荷(2)Ⅱ (131020018)	多可郡多可町加美区箸荷(別 図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
大袋Ⅲ (131020019)	多可郡多可町加美区大袋(別 図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
箸荷(4)Ⅱ (131020021)	多可郡多可町加美区箸荷(別 図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
観音寺Ⅰ (131020022)	多可郡多可町加美区観音寺 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
山寄上谷Ⅰ (231020002)	多可郡多可町加美区山寄上 (別図14のとおり)	土石流	別図14のとおり
田中北谷Ⅱ (231020004)	多可郡多可町加美区山寄上 (別図15のとおり)	土石流	別図15のとおり
アンガイチ南谷Ⅱ (231020008)	多可郡多可町加美区山寄上 (別図16のとおり)	土石流	別図16のとおり
大小谷Ⅰ (231020012)	多可郡多可町加美区清水(別 図17のとおり)	土石流	別図17のとおり
清水東谷川Ⅰ (231020013)	多可郡多可町加美区清水(別 図18のとおり)	土石流	別図18のとおり
丹治東谷川Ⅰ (231020018)	多可郡多可町加美区丹治(別 図19のとおり)	土石流	別図19のとおり
上山Ⅱ (231020020)	多可郡多可町加美区丹治(別 図20のとおり)	土石流	別図20のとおり
三谷谷川Ⅱ (231020022)	多可郡多可町加美区三谷(別 図21のとおり)	土石流	別図21のとおり
仏谷Ⅰ (231020024)	多可郡多可町加美区箸荷(別 図22のとおり)	土石流	別図22のとおり
門村谷Ⅰ (231020031)	多可郡多可町加美区門村(別 図23のとおり)	土石流	別図23のとおり
丹治向山川 (231020073)	多可郡多可町加美区丹治(別 図24のとおり)	土石流	別図24のとおり

(別図1から別図24までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月27日(水)から同年12月11日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所、多可町役場及び加美コミュニティプラザ

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所

〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1

(3) 提出期限

令和元年12月11日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県のご考え方は、令和2年2月10日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和元年11月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 関西スーパー大社店
所在地 西宮市大社町13番30号

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	橘 正 喜

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行っている者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
フジパンストア株式会社	名古屋市瑞穂区松園町一丁目50番地	廣 村 昌 弘
株式会社関西スーパーマーケット	伊丹市中央五丁目3番38号	福 谷 耕 治
株式会社ココカラファインヘルスケア	横浜市港北区新横浜三丁目17番6号	塚 本 厚 志

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
フジパンストア株式会社	名古屋市瑞穂区松園町一丁目50番地	高 山 昭 一
株式会社関西スーパーマーケット	伊丹市中央五丁目3番38号	福 谷 耕 治
株式会社ココカラファインヘルスケア	横浜市港北区新横浜三丁目17番6号	塚 本 厚 志

4 変更年月日

平成30年7月16日

5 届出年月日

令和元年10月24日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和元年11月19日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年3月19日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和元年11月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称	エコール・なじお	
所在地	西宮市名塩新町8番地	
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西都市居住サービス	大阪市中央区本町二丁目1番6号	中瀬弘実
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西都市居住サービス	大阪市中央区本町二丁目1番6号	根岸尚
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西都市居住サービス	大阪市中央区本町二丁目1番6号	中瀬弘実
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行っている者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社阪急オアシス	大阪市北区角田町8-7	千野和利
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社阪急オアシス	大阪市北区角田町8-7	並松誠
- 4 変更年月日

令和元年10月1日ほか
- 5 届出年月日

令和元年10月29日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間

令和元年11月19日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

令和2年3月19日
 - (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和元年11月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 入札に付する県有地

売払物件

物件 番号	所在地	地目	面積 (㎡)	最低売却価格 (円)	建物の有無
2	加古川市新神野 1 丁目12番 1	宅地	3,386.94	非公表	無
3	神戸市長田区明泉寺町 2 丁目 13番 2	宅地	1,505.04	非公表	有

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくとこの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員

3 契約条項を示す場所

〒650-0011 神戸市中央区下山手通 4 丁目18番 2 号（兵庫県公社館 3 階）
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課管理班財産管理担当

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所
前記3に同じ。
- (2) 配布期間及び申込期間
令和元年11月19日（火）から同年12月9日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札の場所及び日時

- (1) 場所
〒650-0011 神戸市中央区下山手通 4 丁目18番 2 号

兵庫県出納局管理課 電話 (078) 341-7711 内線4935

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話 (078) 341-7711 内線3358

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 期間

令和元年11月19日(火)から同年12月6日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1

兵庫県東播磨県民局総務企画室総務防災課(財務担当) 担当 荻野

電話 (079) 421-9256

4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書、入札書の提出期間等

(1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

令和元年11月20日(水)から同年12月6日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和2年1月15日(水)午後2時から

場所 兵庫県加古川総合庁舎2階D会議室(加古川市加古川町寺家町天神木97-1)

(4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、令和2年1月14日(火)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年1月10日(金)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国(公社・公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき(入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。)

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同

じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記 2 (1)、(5) 及び(6) に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和元年12月 6 日(金) 午後 5 時まで提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、前記 4 (4) 及び 5 (5) アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4 (4) 又は 5 (5) ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号) 第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Hirofumi Itou, Executive Director General, Higashiharima District Administration Office, Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 3, 223, 063 kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2020 through March 31, 2021

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県出納局管理課 電話 (078) 341-7711 内線4935

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話 (078) 341-7711 内線3358

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

令和元年11月19日(火)から同年12月6日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

兵庫県丹波県民局県民交流室総務防災課 担当 大槻

電話 (0795) 72-0500 内線210

4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間等

(1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

令和元年11月20日(水)から同年12月6日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和2年1月15日(水)午後2時から

場所 兵庫県柏原総合庁舎本館2階202会議室(丹波市柏原町柏原688)

(4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、令和2年1月14日(火)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年1月10日(金)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国(公社・公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき(入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。)

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同

じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記 2 (1)、(5) 及び(6) に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和元年12月 6 日(金)午後 5 時まで提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、前記 4 (4) 及び 5 (5) アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4 (4) 又は 5 (5) ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Kouichi Iizuka, Executive Director General, Tamba District Administration Office, Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 3,217,115 kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

- (5) Deadline for tender:
17:00 January 14, 2020 by direct delivery
17:00 January 14, 2020 by mail
- (6) Person to contact concerning the notice:
Mr. Ootsuki, Civil Administration Office, Tamba District Administration Office, Hyogo Prefectural Government
688, Kaibaracho kibara, Tamba, Hyogo 669-3309
TEL (0795)72-0500 Ext.210

病 院 局 告 示

兵庫県病院局告示第 8 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の徴収事務を委託した。
令和元年11月19日

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 (1) 委託した事務の範囲
県立加古川医療センターの医事業務における料金徴収事務
- (2) 委託した相手方の所在地及び名称
東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地
株式会社ニチイ学館
- (3) 委託の期間
令和元年10月 1 日から令和 2 年 3 月31日まで
- 2 (1) 委託した事務の範囲
県立丹波医療センターの医事業務における料金徴収事務
- (2) 委託した相手方の所在地及び名称
京都府福知山市篠尾新町一丁目77番 2 号
株式会社ソラスト北近畿支社
- (3) 委託の期間
令和元年 7 月 1 日から令和 2 年 3 月31日まで

正 誤

○平成31年 3 月29日付け（兵庫県公報第 4 号外）
兵庫県告示第337号（土砂災害警戒区域の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
3	上から 3	114010083	114010094



○令和元年10月 7 日付け（兵庫県公報号外）
兵庫県条例第10号（公文書等の管理に関する条例）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
19	27	しなければならない	しなければならない